

議案第10号	石川県教育委員会会議規則等の改正について
--------	----------------------

1 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、教育委員会事務局内の組織改正及び県立中学校における学期の変更に伴い、以下のとおり関係規程を整備する必要があるため

2 改正内容

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴うもの (教育委員長と教育長が一本化されること等に伴う規定の整備)

- ・石川県教育委員会会議規則の全部改正
- ・石川県教育委員会公告式規則の一部改正
- ・石川県教育委員会傍聴人規則の一部改正
- ・教育長に対する権限委任規則の一部改正
- ・教育長専決に関する規則の一部改正
- ・石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- ・申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則の一部改正
- ・石川県教育委員会公印規程の一部改正
- ・石川県教育委員会文書管理規程の一部改正

(2) 教育委員会事務局内の組織改正に伴うもの

(教育振興推進室の設置に伴う規定の整備)

- ・石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正（再掲）
- ・石川県教育委員会文書管理規程の一部改正（再掲）

(3) 県立中学校における学期の変更に伴うもの

(県立金沢錦丘中学校の学期を2学期から3学期に変更)

- ・石川県立中学校規則の一部改正

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条

4 改正案

2頁～34頁のとおり

5 施行年月日

平成27年4月1日

石川県教育委員会会議規則（案）

石川県教育委員会会議規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第六号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十六条の規定により、教育委員会の会議の運営に關し必要な事項を定めることとする。

（会議の招集）

第二条 会議は、教育長が必要であると認めるとき、又は法第十四条第二項の規定により委員から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があつたときに招集する。

第三条 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 会議の招集を行つた場合には、教育長は直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を告示するものとする。

3 会議招集の告示後に緊急を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

第四条 教育長及び委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

2 招集に応ずることができない者は、その理由を付して会議開会前までに教育長に届け出なければならない。

（会期）

第五条 会期は一日とする。ただし、会期中に議案の審議が終了しないとき、又は緊急を要する事件があるときは会期を延長することができる。

2 前項の場合においては、教育長は直ちにこれを委員に告知しなければならない。

（会議の開閉）

第六条 会議の開会及び閉会は、教育長が宣告する。

(会議の順序)

第七条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- 一 開会
- 二 教育長の報告
- 三 議事
- 四 その他
- 五 閉会

(動議)

第八条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は会議に諮つてこれを議題としなければならない。

(発言)

第九条 発言しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

2 二人以上が発言を求めたときは、教育長は先に発言したと認めた者を指名して発言させるものとする。

3 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

(採決)

第十条 教育長は、議題について論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮つて採決しなければならない。

2 教育長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。

3 教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮つて記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

第十一条 修正の動議は、原案に先立つて可否を決する。

2 修正の動議が二以上あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 全ての動議が否決されたときは、原案について採決する。

(会議録の作成)

第十二条 会議録は、教育長が指名した事務局の職員に作成させる。

2 会議録には、教育長、出席委員及び作成した職員が署名しなければならない。

(会議録の記載事項)

第十三条 会議録には、会議の次第及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 開会及び閉会に関する事項

二 会議の場所及び出席委員の氏名

三 説明のために出席した者の氏名

四 教育長の報告の要旨

五 議題及び議事の大要

六 議題となつた動議及び動議を提出した者の氏名

七 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨

八 議決事項

九 その他教育長又は会議において必要と認めた事項

2 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、教育長はこれを会議に諮つて決定する。

(請願及び陳情)

第十四条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、教育長が許可する時間内においてその事情を述べることができる。

(会議の傍聴)

第十五条 法第十四条第七項本文の規定により会議を公開する場合の傍聴の手続、傍聴人が守るべき事項その他の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、教育長が会議に諮つて定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の石川県教育委員会会議規則の規定は適用せず、改正前の石川県教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

石川県教育委員会会議規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

石川県教育委員会規則第

号

石川県教育委員会

石川県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（案）

石川県教育委員会公告式規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第二条第二項の規定は適用せず、改正前の同項の規定は、なおその効力を有する。

石川県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

石川県教育委員会規則第

号

石川県教育委員会

石川県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則（案）

石川県教育委員会傍聴人規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「委員長の」を「教育長が」に改める。

第二条第三号中「委員長」を「教育長」に改める。

第四条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に、「速かに」を「速やかに」に改める。

第五条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第一条、第二条第三号、第四条及び第五条の規定は適用せず、改正前の第一条、第二条第三号、第四条及び第五条の規定は、なおその効力を有する。

石川県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

石川県教育委員会規則第

号

石川県教育委員会

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則（案）

教育長に対する権限委任規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号。以下「法」という。）」を「、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）」に、「第二十六条第一項の規定に基づき」を「第二十五条第一項の規定により」に改める。

第二条第十三号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第三条中「前条の規定にかゝわらず委任された事務について」を「、前条の規定にかかわらず、委任された事務について」に、「これを」を「、これを」に、「かゝらしめる」を「係らしめる」に改める。

本則に次の二条を加える。

第四条 教育長は、委任された事務のうち重要と認められるもの及び委員から請求があつたものについては、教育委員会に報告しなければならない。

第五条 前各条の規定は、法第十三条第二項に規定する場合において準用する。

2 前項の場合において、教育長の職務を行う者の事務は、教育次長に委任されるものとする。この場合において、教育次長が二人以上あるときの順序は、あらかじめ教育長が定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第一条、第二条第十三号、第三条、第四条及び第五条の規定は適用せず、改正前の第一条、第二条第十三号及び第三条の規定は、なおその効力を有する。

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日
石川県教育委員会規則第 号

石川県教育委員会

教育長専決に関する規則の一部を改正する規則（案）

教育長専決に関する規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び」の下に「委員から請求があつたもの並びに」を加える。

本則に次の二条を加える。

第四条 前各条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条第二項に規定する場合において準用する。

2 前項の場合において、教育長の職務を行う者の事務は、教育次長が代理する。この場合において、教育次長が二人以上あるときの順序は、あらかじめ教育長が定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第三条及び第四条の規定は適用せず、改正前の第三条の規定は、なおその効力を有する。

教育長専決に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

石川県教育委員会規則第 号

石川県教育委員会

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則（案）

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号中「第十八条」を「第十七条」に改める。

第四条の表中「庶務課」を
「庶務課」
に改める。

「教育振興推進室」
「教育振興推進室」

第五条の表庶務課の項の次に次のように加える。

教育振興推進室 教育振興基本計画に関すること。

第八条の二第三項を削る。

第九条第一項の表課長の項から室次長の項までの規定中「企画調整室」の下に「、教育振興推進室」を加え、同条第二項の表主任指導主事 指導主事の項中

教員指導力向上推進室
学校指導課
を

教育振興推進室
教員指導力向上推進室
学校指導課

に改める。

ス ポ ー ツ 健 康 課

ス ポ ー ツ 健 康 課

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第二条第一号及び第二号の規定は適用せず、改正前の第二条第一号及び第二号並びに第八条の二第三項の規定は、なおその効力を有する。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

石川県教育委員会規則第

号

石川県教育委員会

申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則の一部を改正する規則（案）

申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則（平成十一年石川県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第一条の規定は適用せず、改正前の第一条の規定は、なおその効力を有する。

申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

石川県教育委員会規則第

号

石川県教育委員会

石川県教育委員会訓令第 号

府 中 一 般
出 先 機 關
教 育 機 關

石川県教育委員会公印規程（昭和34年石川県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年 月 日

石川県教育委員会

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第2項中「総川中」を「総川中」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第2条第1項第2号から第6号まで及び同条第2項の規定は適用せず、改正前の第2条第1項第2号から第7号まで及び同条第2項の規定は、なおその効力を有する。

石川県教育委員会訓令第 号

府 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年 月 日

石川県教育委員会

第4条第1号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条」に改める。

別表第1中「|庶務課 | 教 庶 | 」を

| 庶務課 | 教 庶 | に改める。
| 教育振興推進室 | 教振推 |
」

附 則

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第4条第1号の規定は適用せず、改正前の同号の規定は、なおその効力を有する。

石川県立中学校規則の一部を改正する規則（案）

石川県立中学校規則（平成十五年石川県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。
第六条を次のように改める。

（学期）

第六条 学年を分けて次の三学期とする。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

石川県立中学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

石川県教育委員会規則第

号

石川県教育委員会

(傍線部分は、改正部分)

改	正	案	現	行
第二条　（略）	第二条　（略）	第二条　（略）	第二条　（略）	第二条　（略）
2 規則等を、公布するときは番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育長が署名しなければならない。	2 規則等を、公布するときは番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、委員長が署名しなければならない。	3 (略)	3 (略)	3 (略)

（傍線部分は、改正部分）

現	行	案	正	改
第一条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業、その他教育長が必要と認める事項を告げなければならない。	第一条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業、その他委員長の必要と認める事項を告げなければならない。	第一条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業、その他教育長が必要と認める事項を告げなければならない。	第二条 （略）	第二条 （略）
一二 （略）	一二 （略）	一二 （略）	三 前二号のほか、教育長において傍聴を不適当と認める者	三 前二号のほか、教育長において傍聴を不適当と認める者
第三条 （略）	第三条 （略）	第三条 （略）	三 前二号のほか、委員長において傍聴を不適当と認める者	三 前二号のほか、委員長において傍聴を不適当と認める者
第四条 傍聴人がこの規則に違反するときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。	第四条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。	第四条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。	2 傍聴人は、教育長が、傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。	2 傍聴人は、委員長が、傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
第五条 この規則に定めるもののほか傍聴人は、教育長の指示に従わなければならぬ。	第五条 この規則に定めるもののほか傍聴人は、委員長の指示に従わなければならぬ。	第五条 この規則に定めるもののほか傍聴人は、委員長の指示に従わなければならぬ。		

(傍線部分は、改正部分)

現	行	案	正	改
第一条 この規則は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務を定めることを目的とする。	第一条 この規則は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十六条第一項の規定に基き、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務を定めることを目的とする。	第一条 この規則は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務を定めることを目的とする。	第一条 この規則は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務を定めることを目的とする。	第一条 この規則は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務を定めることを目的とする。
第二条 次の事項を除き、委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。				
一～十二 (略)				
十三 法第二十六条の規定による点検及び評価に関すること。	十三 法第二十七条の規定による点検及び評価に関すること。	十三 法第二十七条の規定による点検及び評価に関すること。	十三 法第二十七条の規定による点検及び評価に関すること。	十三 法第二十七条の規定による点検及び評価に関すること。
十四～十七 (略)				
第三条 教育長は、前条の規定にかゝわらず、委任された事務について特に重要なと認められるものについては、これを教育委員会の決定に係らしめることができる。	第三条 教育長は前条の規定にかゝわらず委任された事務について特に重要なと認められるものについてはこれを教育委員会の決定にかゝらしめることができる。	第三条 教育長は前条の規定にかゝわらず委任された事務について特に重要なと認められるものについてはこれを教育委員会の決定にかゝらしめることができる。	第三条 教育長は前条の規定にかゝわらず委任された事務について特に重要なと認められるものについてはこれを教育委員会の決定にかゝらしめることができる。	第三条 教育長は前条の規定にかゝわらず委任された事務について特に重要なと認められるものについてはこれを教育委員会の決定にかゝらしめることができる。
第四条 教育長は、委任された事務のうち重要なと認められるもの及び委員から請求があつたものについては、教育委員会に報告しなければならない。				
第五条 前各条の規定は、法第十三条第二項に規定する場合において準用する。				
2 前項の場合において、教育長の職務を行う者の事務は、教育次長に委任されるものとする。この場合において、教育次長が二人以上あるときの順序は、あらかじめ教育長が定めるところによる。				
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(傍線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第三条 教育長は、前条第一項の規定により専決した事項のうち、必要と認められるもの及び委員から請求があつたもの並びに前条第二項の規定により専決した事項については、最近の委員会の会議に報告しなければならない。</p> <p>第四条 前各条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第十三条第二項に規定する場合において準用する。</p> <p>2 前項の場合において、教育長の職務を行う者の事務は、教育次長が代理する。この場合において、教育次長が二人以上あるときの順序は、あらかじめ教育長が定めるところによる。</p>	<p>第三条 教育長は、前条第一項の規定により専決した事項のうち、必要と認められるもの及び前条第二項の規定により専決した事項については、最近の委員会の会議に報告しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

(傍線部分は、改正部分)

改 正 案

第一条 (略)

(本府及び出先機関等)
 第二条 事務局等の機関を分けて、本府、出先機関及び教育機関等とし各機関の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 一 本府とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十七条の規定により設置した事務局の課（以下「分課」という。）をいう。
 二 出先機関とは、法第十七条の規定により事務局の事務を分掌させるため設置した教育事務所をいう。
 三 (略)

第三条 (略)

(本府の分課)
 第四条 本府に次に掲げる分課を置く。

分 課

企画調整室

教職員課
教員指導力向上推進室
学校指導課
生涯学習課
文化財課
スポーツ健康課

(分 課の分掌事務)
 第五条 本府各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 掌 事 務

教育振興基本計画に関すること。

現 行

第一条 (略)

(本府及び出先機関等)
 第二条 事務局等の機関を分けて、本府、出先機関及び教育機関等とし各機関の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 一 本府とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十八条の規定により設置した事務局の課（以下「分課」という。）をいう。
 二 出先機関とは、法第十八条の規定により事務局の事務を分掌させるため設置した教育事務所をいう。
 三 (略)

第三条 (略)

(本府の分課)
 第四条 本府に次に掲げる分課を置く。

分

企画調整室

教職員課
教員指導力向上推進室
学校指導課
生涯学習課
文化財課
スポーツ健康課

(分 課の分掌事務)
 第五条 本府各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 掌 事 務

教育振興基本計画に関すること。

教育振興室	庶務課	企画調整室	分 課 名	分 掌 事 勿
-------	-----	-------	-------	---------

教育振興室	庶務課	企画調整室	分 課 名	分 掌 事 勿
-------	-----	-------	-------	---------

第六条～第八条 (略)
改
正
案

第六条～第八条 (略)

(内部組織の職)

第八条の二 本庁に教育次長を置く。
2 教育次長は、教育長を補佐し、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(削る)

第九条 (略)

課長補佐	室次長	室長	課長	職
分課	限上員進教育調課(企)する。推進室及び室力に向教推	限上員進教育調課(企)する。推進室及び室力に向教推	除上員進教育調課(企)く。推進室及び室力に向教推	組織
課長を補佐し、又は上司の命を受け特定の事務を処理する。	当該室長を補佐する。	当該室長を補佐する。	上司の命を受け、当該分課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	職務
			上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

第六条～第八条 (略)

現
行

(内部組織の職)

第八条の二 本庁に教育次長を置く。
2 教育次長は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代理する。この場合において、教育次長が二人以上あるときは、あらかじめ教育長が定めた順序で、教育長の職務を代理する。

第九条 (略)

課長補佐	室次長	室長	課長	職
分課	限上員進教育調課(企)する。推進室及び室力に向教	限上員進教育調課(企)する。推進室及び室力に向教	除上員進教育調課(企)く。推進室及び室力に向教	組織
課長を補佐し、又は上司の命を受け特定の事務を処理する。	当該室長を補佐する。	当該室長を補佐する。	上司の命を受け、当該分課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	職務
			上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

			2 (略)	改
				正 案

略	主任指導主事	略	職	2 (略)
略	学校向上教育員 ボーツ指導推進室力	略	組織	
略	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他の学校教育に関する専門的事務に従事する。	略	職務	

			2 (略)	現
				行

（傍線部分は、改正部分）

改	正	案	現	行
---	---	---	---	---

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第十五条第一項の規定により制定された規則に定める申請書、届出書、報告書等（以下「申請書等」という。）への押印の義務付けの緩和に関し必要な事項を定めることにより、申請、届出、報告等に関する手続を簡素化し、申請者等への負担を軽減することを目的とする。

以下略

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第十四条第一項の規定により制定された規則に定める申請書、届出書、報告書等（以下「申請書等」という。）への押印の義務付けの緩和に関し必要な事項を定めることにより、申請、届出、報告等に関する手続を簡素化し、申請者等への負担を軽減することを目的とする。

以下略

(傍線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
(公印の種類及び管守者)	(公印の種類及び看守者)
第二条 公印は次の各号に掲げる印章をいい、その管守はそれぞれ当該各号の者（以下「管守者」という。）が行うものとする。	第二条 公印は次の各号に掲げる印章をいい、その管守はそれぞれ当該各号の者（以下「管守者」という。）が行うものとする。
一 委員会の印	一 委員会の印
庶務課長	庶務課長
二 教育長及びその職務代理者の印	二 教育長及びその職務代理者の印
三 課長の印（出先機関及び教育機関の課長の印）	三 課長の印（出先機関及び教育機関の課長の印）
主務課長	主務課長
四 出先機関の長の印	四 出先機関の長の印
五 教育機関の印	五 教育機関の印
六 教育機関の長の印	六 教育機関の長の印
七 教育機関の長の印	七 教育機関の長の印
2 教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第一号及び第二号の公印の副印を出先機関の長に管守させることができる。	2 教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第一号及び第三号の公印の副印を出先機関の長に管守させることができる。

○ 石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号） 新旧対照表

（傍線部分は、改正部分）

改 正 案	現 行		
<p>(文書の種類) 第4条 文書の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 例規文書 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定により制定するもの 規則 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）</u> 第15条の規定により制定するもの (2)～(5) (略)</p> <p>別表第1 (第6条関係) 文書番号の記号</p>	<p>(文書の種類) 第4条 文書の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 例規文書 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定により制定するもの 規則 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）</u> 第14条の規定により制定するもの (2)～(5) (略)</p> <p>別表第1 (第6条関係) 文書番号の記号</p>		
課名又は出先機関名	記 号	課名又は出先機関名	記 号
企画調整室 <u>庶務課</u> <u>教育振興推進室</u> 教職員課 教員指導力向上推進室 学校指導課 生涯学習課 文化財課 スポーツ健康課 小松教育事務所 金沢教育事務所 中能登教育事務所 奥能登教育事務所 図書館 生涯学習センター 輪島漆芸技術研修所 教育センター 金沢城調査研究所	教企 教庶 教振 教職 教指 教教 教教 教教 教教 教教 小金 中能 奥能 図 生輪 輪教 漆セ 城	教企 教庶 教指 教推 学生 文ス 教教 教教 教教 教教 教教 教教 教教 教教 教教 小金 中奥 能能 図 生輪 輪教 漆セ 城	教企 教庶 教指 教推 学生 文ス 教教 教教 教教 教教 教教 教教 教教 教教 教教 小金 中奥 能能 図 生輪 輪教 漆セ 城

(傍線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
(学期)	(学期)
第六条 学年を分けて次の三学期とする。	第六条 学年を分けて次の二学期とする。
第一学期 四月一日から七月三十日まで	前期 四月一日から九月三十日まで
第二学期 八月一日から十二月三十日まで	後期 十月一日から翌年三月三十日まで
第三学期 一月一日から三月三十一日まで	